

令和4年 第19回 福岡市選挙管理委員会

9月20日（火） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第19号 福岡市長選挙における選挙長の選任について

議案第20号 福岡市長選挙における選挙長の職務代理者の選任について

議案第21号 福岡市長選挙における選挙長が事務を行う場所について

議案第22号 福岡市長選挙における選挙会の場所及び日時について

議案第23号 福岡市長選挙における候補者の氏名等の掲示に用いる用紙
の規格及び様式について

2 報告事項

① 在外選挙人名簿登録者数について

② 検察審査員候補者予定者の選定について

③ 裁判員候補者予定者の選定について

④ 期日前投票所について

⑤ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する
証票の交付状況について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

・令和4年10月5日（水） 午前10時30分

・令和4年10月25日（火） 午前10時30分

・令和4年11月5日（土） 午前10時30分

議案第19号

福岡市長選挙における選挙長の選任について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における選挙長を次のように選任し、告示するもの。

令和4年9月20日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

選 挙 長	
住 所	氏 名
福岡市中央区	稲 員 大 三 郎

(理由)

公職選挙法第75条第3項及び同法施行令第81条の規定による。

(関係法令)

○公職選挙法

(選挙長及び選挙分会長)

第75条 各選挙ごとに、選挙長を置く。

- 2 衆議院(比例代表選出)議員若しくは参議院(比例代表選出)議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙においては、前項の選挙長を置くほか、都道府県ごとに、選挙分会長を置く。
- 3 選挙長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)の選任した者をもって、選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。
- 4 選挙長は、選挙会に関する事務を、選挙分会長は、選挙分会に関する事務を、担任する。
- 5 選挙長及び選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有しなくなったときは、その職を失う。

○公職選挙法施行令

(選挙長若しくは選挙分会長又はその職務代理者の氏名等の告示)

第81条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会長については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会)は、法第75条第3項又は前条第1項の規定により選挙長若しくは選挙分会長又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

議案第20号

福岡市長選挙における選挙長の職務代理者の選任について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における選挙長の職務代理者を次のように選任し、告示するもの。

令和4年9月20日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

選挙長の職務代理者	
住 所	氏 名
福岡市城南区	大 石 司

(理由)

公職選挙法施行令第80条第1項及び第81条の規定による。

(関係法令)

○公職選挙法施行令

(選挙長又は選挙分会長の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第80条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会長については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会)は、選挙長若しくは選挙分会長に事故があり、又はこれらの者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 (略)

(選挙長若しくは選挙分会長又はその職務代理者の氏名等の告示)

第81条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会長については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会)は、法第75条第3項又は前条第1項の規定により選挙長若しくは選挙分会長又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

議案第21号

福岡市長選挙における選挙長が事務を行う場所について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙において選挙長が事務を行う場所を次のように定め、告示するもの。

令和4年9月20日

福岡市選挙管理委員会
委員長 稲 員 大 三 郎

事務を行う場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市選挙管理委員室

ただし、令和4年11月6日午前8時30分から午前10時までは次のとおりとする。

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所15階研修室

(理由)

選挙長が事務を行う場所について定め、周知させる必要があるため。

議案第22号

福岡市長選挙における選挙会の場所及び日時について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定め、告示するもの。

令和4年9月20日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

- 1 場所 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所15階第3特別会議室
- 2 日時 令和4年11月21日 午後2時から

(理由)

公職選挙法第77条第1項及び第78条の規定による。

(関係法令)

○公職選挙法

(選挙会及び選挙分会の開催場所)

第77条 選挙会は、都道府県庁又は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)の指定した場所で開く。

2 選挙分会は、都道府県庁又は都道府県の選挙管理委員会の指定した場所で開く。

(選挙会及び選挙分会の場所及び日時)

第78条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)はあらかじめ選挙会の場所及び日時を、都道府県の選挙管理委員会はあらかじめ選挙分会の場所及び日時を、それぞれ告示しなければならない。

議案第23号

福岡市長選挙における候補者の氏名等の掲示に用いる用紙の規格及び様式について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における投票所及び期日前投票所又は不在者投票記載場所内の候補者の氏名等の掲示に用いる用紙の規格及び様式を次のように定め、告示するもの。

令和4年9月20日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

福岡市長選挙の候補者の氏名等の掲示に用いる用紙の規格は、日本産業規格A列4番とし、様式は次のとおりとする。

(様式)

			党 派	福岡市長選挙候補者
			氏 名 ^{ふりがな}	

(理由)

公職選挙法第175条の規定により候補者の氏名等の掲示を行うため、市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号）第2条において準用する公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条の2の規定により、その用紙の規格を定めるもの。

(関係法令)

○公職選挙法

(投票記載所の氏名等の掲示)

第175条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名(第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。次項において同じ。)の掲示を、その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。)の掲示をしなければならない。ただし、第46条の2第1項に規定する方法により投票を行う選挙にあつては、この限りでない。

2 市町村の選挙管理委員会は、各選挙(当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われるものに限る。)につき、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所又は不在者投票管理者のうち政令で定めるものの管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示を、その他の選挙にあつては公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

3～9 (略)

10 前各項に規定するもののほか、第一項又は第二項の掲示に関し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

○公職選挙法施行令

(氏名等の掲示をする不在者投票管理者)

第125条の4 法第175条第2項に規定する不在者投票管理者のうち政令で定めるものは、同項の市町村の選挙管理委員会の委員長とする。

○市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号）

第2条 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条及び第35条の2の規定は、候補者の氏名等の掲示について、準用する。ただし別記第19号様式の2備考及び第19号様式の5（その2）備考中「県の委員会」とあるのは「市町村の委員会」と読み替えるものとする。

○公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）

（氏名等の掲示の様式）

第35条の2 法第175条第1項の規定による氏名等の掲示は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

- (1) 衆議院小選挙区選出議員の選挙 別記第19号様式
- (2) 衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙 別記第19号様式の2
- (3) 衆議院比例代表選出議員の選挙 別記第19号様式の3
- (4) 参議院比例代表選出議員の選挙 別記第19号様式の4

2 法第175条第2項の規定による氏名等の掲示は、別記第19号様式の5に準じて作成しなければならない。

別記第19号様式の2（衆議院議員の選挙、参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における投票所内の候補者の氏名等の掲示）

図（略）

備考

- 1・2 （略）
- 3 掲示用紙の規格等は、選挙の都度、県の委員会が定める。
- 4 （略）

別記第19号様式の5（期日前投票所又は不在者投票記載場所内の氏名等の掲示）

その1（衆議院小選挙区選出議員の選挙）（略）

その2（衆議院議員の選挙、参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙）

図（略）

備考

- 1・2 （略）
- 3 掲示用紙の規格等は、選挙の都度、県の委員会が定める。
- 4 （略）

（以下 略）

報告事項 1

在外選挙人名簿登録者数について

9月2日～9月20日区委員会議決分

区 分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数
東 区	140	0	0	0	140
博 多 区	100	0	0	0	100
中 央 区	152	2	0	1	153
南 区	142	1	0	0	143
城 南 区	85	0	0	0	85
早 良 区	117	2	0	1	118
西 区	75	0	0	0	75
福岡市計	811	5	0	2	814

報告事項 2

検察審査員候補者予定者の選定について

1 検察審査会制度について

日本の刑事裁判では、検察官だけが被疑者を起訴するか不起訴にするかを定めることができる（起訴独占主義、起訴便宜主義）。そのため、検察官の不起訴処分が正しかったかどうかを審査する制度として、検察審査会制度がある。

国民の中から選ばれた検察審査員で構成する検察審査会において、検察官の不起訴処分が正しかったかどうかを審査し議決する。

なお、検察審査会が起訴相当の議決をしたにもかかわらず、検察官が再度不起訴処分とした場合に、検察審査会が再度起訴相当の議決をした場合には、裁判所が指定した弁護士が被疑者を起訴することとなる。

2 検察審査員の選定について

(1) 検察審査員候補者予定者名簿の調製・送付

福岡検察審査会には福岡第一検察審査会と福岡第二検察審査会があり、両審査会の管轄区域である福岡市、宗像市、春日市、筑紫野市、糸島市、朝倉市などの26市区町村は、両審査会それぞれに対し、検察審査員候補者予定者名簿を調製し、送付することとされている。

(2) 検察審査員・補充員の選定

検察審査員の選定は、各検察審査会の事務局が、市区町村選挙管理委員会が送付した検察審査員候補者予定者名簿に記載された者を就任時期の異なる第1群から第4群（各群100人）に分け、資格調査を行ったうえ、くじにより常時11人となるよう、各群5～6人を選定している。また、検察審査員が欠けた場合に備えて、同数の補充員も選定している。

(3) 検察審査員の任期は6か月で、各群のくじの時期は次表のとおりである。

各群	年		令和5年												令和6年			
	4年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
第1群 (5人)	(㊦) 12/28 まで				●			●										
第2群 (6人)					(㊦) 3/31 まで			●			●							
第3群 (5人)								(㊦) 6/30 まで			●			●				
第4群 (6人)											(㊦) 9/30 まで			●			●	

※ 上表の「●」は検察審査会の定例会で、3月、6月、9月、12月の年4回開かれる。

3 検察審査員候補者予定者の選定について

(1) 選定方法

市区町村選挙管理委員会は検察審査員候補者予定者名簿に登載する者（＝検察審査員候補者予定者）を、毎年9月1日現在選挙人名簿登録者の中からくじにより選定することとされている。

(2) 選定数（割当数）

市区町村選挙管理委員会が選定すべき検察審査員候補者予定者の数（＝割当数）は、市区町村選挙管理委員会における6月1日現在の選挙人名簿登録者数に基づき、検察審査会事務局において決定され、市区町村選挙管理委員会に通知される。

※（参考）一審査会当たりの本市各区の令和5年の割当数

	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区	全 市
第1群	12人	8人	8人	9人	5人	8人	8人	58人
第2群	11人	9人	8人	9人	4人	8人	8人	57人
第3群	11人	9人	7人	10人	5人	8人	7人	57人
第4群	11人	9人	7人	10人	5人	8人	7人	57人
計	45人	35人	30人	38人	19人	32人	30人	229人

福岡第一検察審査会、福岡第二検察審査会とも同数

4 候補者予定者名簿の調製日程について

- 令和4年8月3日まで 6月1日現在選挙人名簿登録者数照会への回答
(区選挙管理委員会→福岡第一検察審査会事務局)
※ 福岡第二検察審査会事務局へは第一検察審査会事務局から回付される。
- 9月1日まで 令和5年候補者割当数(第1群～第4群)通知
(福岡第一及び福岡第二検察審査会事務局
→区選挙管理委員会)
- 9月中旬 候補者予定者選定のためのくじの実施
(区選挙管理委員会事務局)
- 9月20日 区委員会会議
(候補者予定者名簿の調製の議決)
- 9月30日まで 候補者予定者名簿の送付
(区選挙管理委員会→福岡第一検察審査会事務局)
※ 福岡第二検察審査会事務局へは第一検察審査会事務局から回付される。

※ 候補者予定者名簿の法定送付期限は10月15日となっているが、福岡第一及び福岡第二検察審査会からの依頼に基づき9月30日までに送付することとしている。

※参考（福岡検察審査会の管轄区域）

福岡第一検察審査会及び福岡第二検察審査会の管轄区域は、福岡、宗像、甘木の各簡易裁判所の管轄区域内の26市区町村であり、それぞれの簡易裁判所の管轄区域内の市町村は次のとおり。

- ・福岡簡易裁判所の管轄区域 福岡市(7区)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、那珂川市、糟屋郡(宇美町、粕屋町、篠栗町、志免町、新宮町、須恵町、久山町)
- ・宗像簡易裁判所の管轄区域 宗像市、福津市
- ・甘木簡易裁判所の管轄区域 朝倉市、朝倉郡(筑前町、東峰村)

報告事項 3

裁判員候補者予定者の選定について

1 裁判員制度について

裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度であり、国民が刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民の信頼の向上につながることを目的としている。

(1) 対象となる事件

殺人、強盗致死傷、傷害致死、危険運転致死、現住建造物等放火、身代金目的誘拐、保護責任者遺棄致死等

(2) 裁判の体制

裁判の合議体は原則として「裁判官 3 人、裁判員 6 人」である。

(3) 裁判員の役割

裁判官とともに評議を行い、有罪・無罪を決定するとともに、有罪の場合は量刑判断も行う。評決は、裁判官を含めた多数決によるが、裁判官の 1 名以上が多数意見側であることが必要とされている。

2 裁判員の選任について

(1) 裁判員候補者予定者名簿の調製・送付

市区町村選挙管理委員会は、裁判員候補者予定者名簿を調製し、地方裁判所に送付することとされている。

(2) 裁判員候補者名簿の調製

地方裁判所は、裁判員候補者予定者名簿に基づき裁判員候補者名簿を調製し、裁判員候補者の資格調査を行う。裁判員候補者名簿は、翌年に実施される裁判員裁判向けに毎年調製されるため、有効期限は 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間である。

(3) 裁判員・補充裁判員の選任

地方裁判所では裁判員による裁判の 6 週間前にくじを実施し、くじで選ばれた者に質問票を送付して辞退事由の有無等を確認したうえで、その裁判の裁判員を選任する。また、地方裁判所は、必要に応じて裁判員の数を超えない範囲で補充裁判員を選任する。

3 裁判員候補者予定者の選定について

(1) 選定方法

市区町村選挙管理委員会は裁判員候補者予定者名簿に登載する者（＝裁判員候補者予定者）を、毎年 9 月 1 日現在選挙人名簿登録者の中からくじにより選定することとされている。

(2) 選定数（割当数）

市区町村選挙管理委員会が選定すべき裁判員候補者予定者の数（＝割当数）は、市区町村選挙管理委員会における 6 月 1 日現在の選挙人名簿登録者数に基づき、地方裁判所において決定され、市区町村選挙管理委員会に通知される。

※（参考）本市各区の令和5年の割当数

区名	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	計
割当数	732人	566人	475人	619人	299人	512人	483人	3,686人

4 候補者予定者名簿の調製日程について

令和4年8月3日まで 6月1日現在選挙人名簿登録者数照会への回答
(区選挙管理委員会→福岡地方裁判所)

9月1日まで 令和5年候補者割当数通知
(福岡地方裁判所→区選挙管理委員会)

9月中旬 候補者予定者選定のためのくじの実施
(区選挙管理委員会事務局)

9月20日 区委員会会議
(候補者予定者名簿の調製の議決)

9月30日まで 候補者予定者名簿の送付
(区選挙管理委員会→福岡地方裁判所)

※ 候補者予定者名簿の法定送付期限は10月15日となっているが、福岡地方裁判所からの依頼に基づき9月30日までに送付することとしている。

※ 福岡県内で裁判員裁判が行われる裁判所は、福岡地方裁判所及び福岡地方裁判所小倉支部の2箇所となっている。

報告事項 4

期日前投票所について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙において、下記の商業施設に期日前投票所を設置するもの。

なお、商業施設での期日前投票所の設置は福岡市では初めてとなる。

記

1 場所・期間等

場所	期間	時間	投票できる方
イオンモール香椎浜	11月12日(土)～ 11月19日(土)	10:00～19:00	東区の選挙人名簿に登録されている方
イオンスタイル笹丘			中央区・城南区の選挙人名簿に登録されている方
木の葉モール橋本			早良区・西区の選挙人名簿に登録されている方
ららぽーと福岡	博多区・南区の選挙人名簿に登録されている方		

2 有権者への周知

投票所入場整理券への記載、ホームページ、施設内の掲示物などで周知

期日前投票所 位置図

1 イオンモール香椎浜(東区香椎浜三丁目12番1号)【投票できるのは東区の選挙人】



2 イオンスタイル笹丘(中央区笹丘一丁目28番74号)【投票できるのは中央区・城南区の選挙人】



3 木の葉モール橋本(西区橋本二丁目27番2号)【投票できるのは早良区・西区の選挙人】



4 ららぽーと福岡(博多区那珂六丁目23番1号)【投票できるのは博多区・南区の選挙人】



期日前投票所の設置状況（令和4年11月20日執行 福岡市長選挙）

区分	期日前投票所	所在地	設置期間
全区	市役所 1階市民ロビー	中央区天神一丁目8番1号	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後7時
東区	東区役所別館 3階301会議室	東区箱崎二丁目54番1号	11月7日(月)～11月19日(土) 午前8時30分～午後8時
	なみきスクエア 1階交流ロビー	東区千早四丁目21番45号	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後8時
	イオンモール香椎浜 2階イオンホール ※今回増設	東区香椎浜三丁目12番1号	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後7時
博多区	博多区役所 1階多目的スペース	博多区博多駅前二丁目8番1号	11月7日(月)～11月19日(土) 午前8時30分～午後8時
	さざんびあ博多 1階市民ロビー	博多区南本町二丁目3番1号	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後8時
	ららぽーと福岡 1階メディアパーク ※今回増設	博多区那珂六丁目23番1号	11月15日(火)～11月19日(土) 午前10時～午後7時
中央区	中央区役所 3階大会議室	中央区大名二丁目5番31号	11月7日(月)～11月19日(土) 午前8時30分～午後8時
	イオンスタイル笹丘 3階多目的ホール ※今回増設	中央区笹丘一丁目28番74号	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後7時
南区	南区役所 2階大会議室	南区塩原三丁目25番1号	11月7日(月)～11月19日(土) 午前8時30分～午後8時
	福翔高等学校セミナーハウス 1階研修室	南区野多目五丁目31番1号	11月12日(土)・11月13日(日) 午前10時～午後6時
	ららぽーと福岡 1階総合案内所横 ※今回増設	博多区那珂六丁目23番1号	11月15日(火)～11月19日(土) 午前10時～午後7時
城南区	城南区役所 3階大会議室	城南区鳥飼六丁目1番1号	11月7日(月)～11月19日(土) 午前8時30分～午後8時
	イオンスタイル笹丘 3階多目的ホール ※今回増設	中央区笹丘一丁目28番74号	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後7時
早良区	早良区役所 2階大会議室	早良区百道二丁目1番1号	11月7日(月)～11月19日(土) 午前8時30分～午後8時
	早良区役所入部出張所 2階保健相談室	早良区東入部二丁目14番8号	
	木の葉モール橋本 1階会議室(ATMコーナー横) ※今回増設	西区橋本二丁目27番2号	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後7時
	板屋活性化施設	早良区大字板屋353番地1	11月14日(月) 午前11時～午後2時
西区	西区役所 3階大会議室A・B	西区内浜一丁目4番1号	11月7日(月)～11月19日(土) 午前8時30分～午後8時
	西区役所西部出張所 2階202会議室	西区西都二丁目1番1号	
	木の葉モール橋本 1階会議室(ATMコーナー横) ※今回増設	西区橋本二丁目27番2号	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後7時
	愛宕浜公民館小呂分館	西区大字小呂島61番地1	11月15日(火) 午前11時～午後2時
	玄界公民館	西区大字玄界島21番地3	11月15日(火) 午後2時～午後7時30分

報告事項5

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和8年6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 候補者等用 | 3人（全交付数 64人） |
| (2) 後援団体用 | 1団体（全交付数 64団体） |

2 市長選挙

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 候補者等用 | 0人（全交付数 0人） |
| (2) 後援団体用 | 0団体（全交付数 0団体） |